

農林水産物・食品輸出アドバイザー

2025年5月 月次レポート

「Prop 65の概要 (食品メーカー向け)」

Naoki Kawada / 川田直樹
Partner / パートナー弁護士
K&L Gates LLP
10100 Santa Monica Boulevard, 8th Fl.
Los Angeles, California 90067
Phone: (310) 552-5005
Mobile: (310) 503-9134
Email: Naoki.Kawada@klgates.com
Website: www.klgates.com

目次

1. 本月次レポートの概要
 2. 正式名称と制定・改正の経緯
 3. 主要義務および適用範囲
 4. 管轄当局と公式ウェブサイト
 5. 警告表示例(食品用ショートフォーム)
 6. 警告表示義務の判断基準
 7. 違反時の法的リスク
 8. 公的執行と私的執行(60日通知)
 9. 最新動向(規則改正／判例)
 10. 60日通知数の推移
 11. 食品会社を被告とした集団訴訟件数
 12. 2025年5月の60日通知 内訳
- 参考資料・公式リンク／免責

1. 本月次レポートの概要

- ・ 本月次レポートでは、カリフォルニア州内において食品の販売・流通・提供を行う事業者を対象に、Proposition 65(以下「Prop 65」)の概要および関連統計をご紹介しています。対象には、カリフォルニア州在住の食品メーカーに加え、日本国内から同州へ製品を供給・販売する企業も含まれます。
- ・ Prop 65に関する予防的な法務対応および違反通知への対処方針については、今後の月次レポートにて順次ご提案いたします。
- ・ また、本号の巻末では、2025年4月に公表された食品関連の「60日通知(60-Day Notice)」の事例を取り上げ、最新の動向を共有しています。
- ・ なお、本レポートは、2025年5月時点で入手可能な公的情報および当方による現地調査結果に基づく一般的な情報提供を目的としたものであり、特定の事案に対する法律意見または法的助言を構成するものではありません。

2. 正式名称と制定・改正の経緯

- 正式名称:「Safe Drinking Water and Toxic Enforcement Act of 1986 (安全飲料水および有害物質執行法)」(通称:Prop 65)

	出来事	概要
1986年	住民投票により可決(賛成63%)	「提案第65号(Proposition 65)」として成立
1987年	施行(効力発生)	カリフォルニア州法として正式発効
1990年代	民間団体による訴訟が増加	Private Enforcement(民間執行)の拡大
2001年	メリット証明制度導入	目的は訴訟乱発の抑制
2018年	警告表示制度の全面改正	消費者警告の文言・表示方法の見直し
2025年	ショートフォーム警告文	化学物質の明記義務の追加、EC・カタログ販売の要件明確化

3. 主要義務および適用範囲

- 主要義務:
 - 飲料水源への有害化学物質の排出禁止
 - 発がん性／生殖毒性物質の曝露前に「明確かつ合理的」な警告の提供
- 適用範囲:
 - 従業員10名以上の事業者で、同州内で事業活動を行う者（物理拠点／雇用場所が州外でも対象）。
 - 同州内に拠点を置く日系食品企業に限らず、州外から同州内へ製品を供給・販売する日本企業も、Prop 65の適用対象となります。



4. 管轄当局と公式ウェブサイト

- 管轄当局: CalEPAの一部局OEHHA(環境保健有害物質評価局)。
- 化学物質リスト: 1,000種超(OEHHAが年1回以上更新)。最新リストはOEHHA公式ページで確認。
- セーフハーバー基準(安全港基準): 警告要否を判断する実務上の基準。
 - NSRL(発がん): 生涯暴露で10万人に1人のがんリスクを超えない水準
 - MADL(生殖毒性): 無毒性量(NOEL)の1/1,000を目安とする1日暴露許容量

5. 警告表示例(食品用ショートフォーム)

WARNING: Cancer risk from exposure to [name of chemical]. See www.P65Warnings.ca.gov/food.

警告: [name of chemical in Japanese]への暴露による癌のリスク。 www.P65Warnings.ca.gov/foodを参照してください。

WARNING: Risk of reproductive harm from exposure to [name of chemical]. See www.P65Warnings.ca.gov/food.

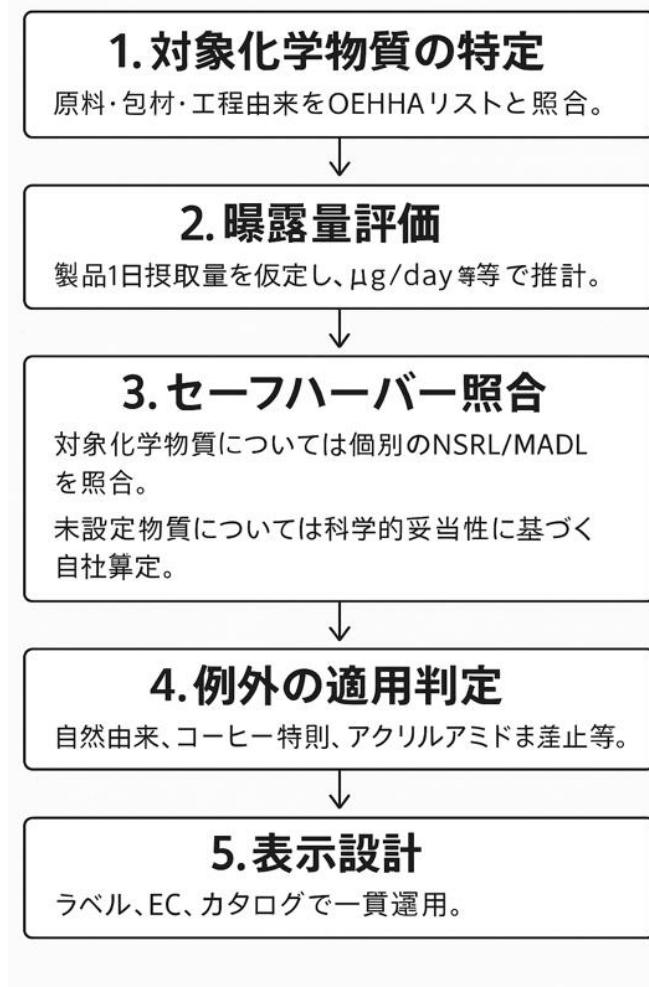
警告: [name of chemical in Japanese]への暴露による生殖障害のリスク。 www.P65Warnings.ca.gov/foodを参照してください。

WARNING: Risk of cancer from exposure to [name of chemical] and reproductive harm from exposure to [name of chemical]. See www.P65Warnings.ca.gov/food.

警告: [name of chemical in Japanese]への暴露による癌のリスク、および[name of chemical in Japanese]への暴露による生殖障害のリスク。 www.P65Warnings.ca.gov/foodを参照してください。

食品の商品ラベルには、上記のショートフォームを使用することが認められています。商品ラベルにショートフォームを記載している場合に限り、同じ形式のショート・フォームをインターネット上(ECサイト等)でも使用することが可能です。それ以外の場合は、ロングフォームを使用することが義務付けられています。

6. 警告表示義務の判断基準(実務要点)



- 対象化学物質がProp 65リストに掲載され、想定暴露量がNSRL/MADLを上回る場合は警告要。
- 自然由来等の限定的な免除あり。
- 警告方法はラベル／店頭／EC／カタログ等。
- ラベルに英語以外の言語がある場合、その言語でも警告が必要。

7. 違反時の法的リスク

- Prop 65に基づく警告表示義務に違反した場合、企業には以下の法的措置が科される可能性があります：
 - 差止命令(Injunction)
 - 民事罰: 違反1件につき1日あたり最大2,500ドル(裁判所の裁量)
 - 原告側弁護士費用の負担(敗訴時)

※上記は一般的整理。実際の金額や救済は事案による。

8. 公的執行と私的執行(60日通知)

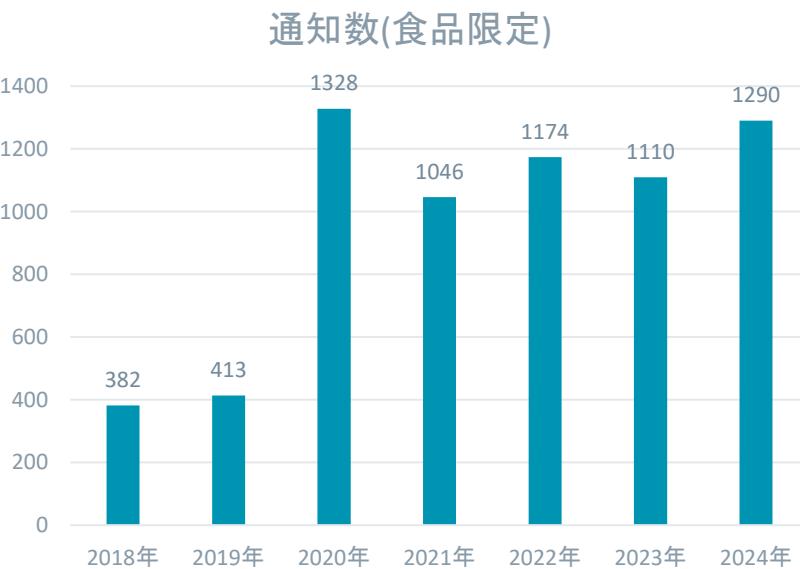
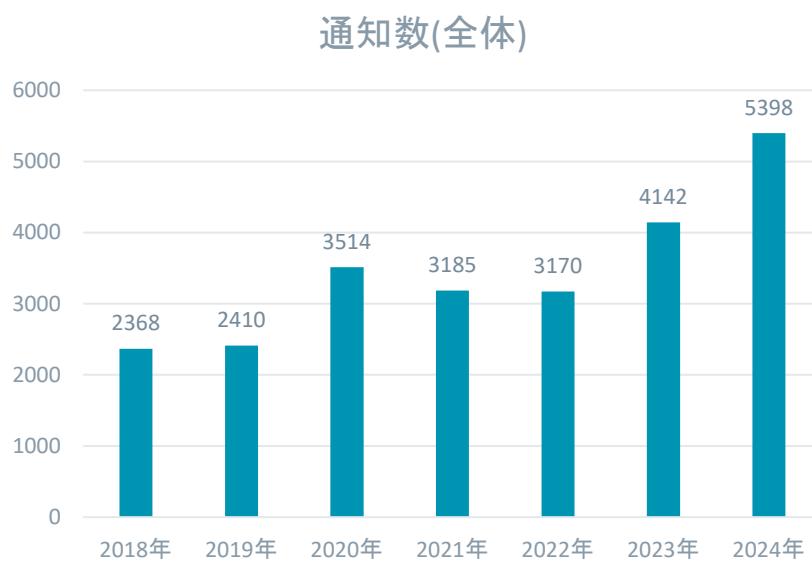
- 公的執行: カリフォルニア州司法長官(Attorney General)、地方検事(District Attorneys)、人口75万人以上の市の市検事／市法務担当(City Attorneys)。
- 私的執行(Private Action): 公益を目的とする個人・団体(a person acting in the public interest)も、次の条件を満たす事で提訴可能。
 - 60日通知を公的機関に送付
 - 公的機関が60日以内に執行しない場合

※60日通知は私的提訴の前提手続です。公的機関が先に執行を開始した場合、私的執行はできません。

9. 最新動向(規則改正／判例)

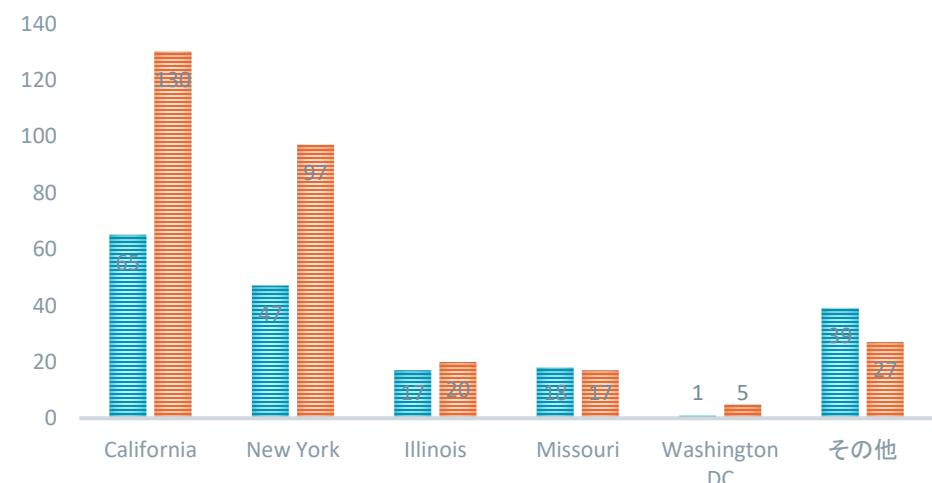
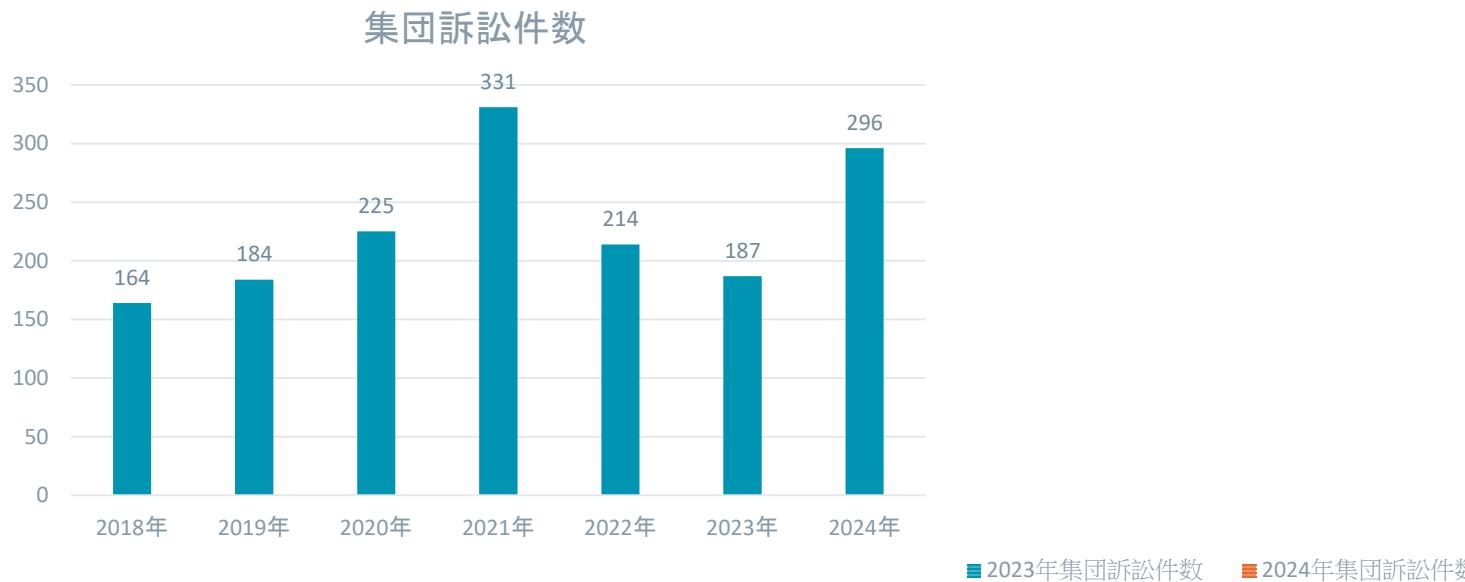
- ショートフォーム警告文:
 - 化学物質名の明記必須
 - 食品にも適用可能
 - EC(インターネット)／カタログ販売の表示方法を明確化
- アクリルアミド(食品):
 - 2025/5/2 E.D. Cal.が恒久差止／違憲判断。
 - 2025/6/2に州が控訴(係属中)。
 - 実務上、食事由来アクリルアミドでの警告執行は差止対象。

10. 60日通知数の推移



	60日前事前通知	裁判所での同意判決 (%)	裁判外和解 (%)
2022	3,170	153 (4.8%)	742 (23.4%)
2023	4,142	240 (5.8%)	1,083 (26.1%)
2024	5,398	305 (5.7%)	1,082 (20.0%)
2025(1-4月)	1,380		

11. 食品会社を被告とした集団訴訟件数



12. 2025年5月の60日通知 内訳

食品カテゴリー	通知件数	化学物質
多種多様な食品:アサリ、クラブケーキ、シュリンプ・スカンピ、アーティチョーク4分の1、パスタサラダ、フラットブレッド、ヒマワリの種、ヒマワリの実など。	42	カドミウム
惣菜とスナックの詰め合わせ:ヒマワリの種、グラノーラ、インスタントスープ、ポテトチップス、クラッカー、エナジーバーなど。	39	鉛及び鉛化合物、カドミウム、水銀及び水銀化合物
栄養補助食品:食物繊維サプリメント、シーモス、植物性スムージーなど。	37	カドミウム及びカドミウム化合物、鉛及び鉛化合物、水銀
シーフード:エビ、カニ ケーキ、ムール貝、イワシなど。	18	鉛及び鉛化合物
果物と野菜:ピクルス・ジンジャー、ケール・チップス、アーティチョーク・ハートなど。	12	カドミウム及びカドミウム化合物、鉛及び鉛化合物、水銀
麺、パスタ、穀物:ラーメンのスープ、ラビオリ、リゾットなど。	9	鉛及びカドミウム
スパイスとソース:ペスト、タイカレー、クラムソースなど。	7	鉛及び鉛化合物
惣菜とスナックの詰め合わせ:レディウィップ、クリーマー、ホイップトッピングなど。	5	亜酸化窒素

参考資料・公式リンク

- OEHHA | Prop 65 公式サイト – <https://www.P65Warnings.ca.gov/>
- OEHHA | Prop 65 化学物質リスト – <https://oehha.ca.gov/proposition-65/proposition-65-list>
- OEHHA | Law & Regulations (27 CCR, Article 6 ほか) – <https://oehha.ca.gov/proposition-65/law/proposition-65-law-and-regulations>
- 食品向け警告(/food) – <https://www.P65Warnings.ca.gov/food>
- 自然由来(27 CCR §25501) – <https://oehha.ca.gov/proposition-65/crnr/proposition-65-clarification-naturally-occurring>
- コーヒー規則(27 CCR §25704) – <https://oehha.ca.gov/proposition-65/crnr/notice-adoption-section-25704-proposition-65-no-significant-risk-levels-coffee>
- 事業者向けガイダンス(EC/カタログ) – <https://www.P65Warnings.ca.gov/businesses>
- 司法長官 | 60日通知・和解ガイド – <https://oag.ca.gov/prop65>

免責

- ・ 本資料は2025年5月時点の公的情報に基づく一般的な情報提供であり、特定の事案に対する法律意見・法的助言を構成しません。
- ・ 法令・判例・運用は更新され得ます。実務適用に際しては、最新の制定法・判例法・OEHHA公表資料をご確認の上、専門家にご相談ください。。

K&L GATES